

## 米国司法省、海外腐敗行為防止法 (FCPA) の執行において他国の法執行機関と協力

—新たな政策は各国当局による腐敗防止調査および執行措置対応の負担を軽減を目指す

ウィリアム・M・サリバン Jr、ファビオ・レオナルディ、デイビット・C・グロスマン

- 司法省の新政策は、FCPAと関連する腐敗防止調査、執行措置において、司法省と他国の法執行機関の協力を強化する方向です。
- 新政策は、同一行為に対して重複する執行手続や処罰が行われることを軽減することを目的としています。
- それでもなお司法省は、並行する執行措置が FCPA 政策の促進に必要だと考える場合、躊躇せずに措置を行うと考えられます。

ロッド・ローゼンスタイン米司法副長官により発表された新政策のもと、多国籍企業はついに、異なる管轄区域にまたがる FCPA 違反および関連する腐敗防止行為への複数の処罰の排除を期待できることとなりました。ニューヨーク市弁護士会ホワイトカラー犯罪会議(New York City Bar White Collar Crime Institute)と米国会議協会(American Conference Institute)による FCPA に関する会議における別個の発言の中で、特に企業が世界中の複数の当局に責任を負う可能性のある規制の厳しいグローバル産業において、同一行為について企業へ複数の処罰を科すことを回避することが、司法省の新政策の目的であると発表されました。

### 新 FCPA 執行政策

新政策の下、司法省の検察官は FCPA や関連する腐敗防止調査、執行措置において、他国の法執行機関と協力することが期待されています。重要な点は、この司法省の新政策が、同一の違反行為を伴う場合、「全体的に公平な結果」を達成するために、米国以外の執行機関との協力を奨励しているということです。とりわけ、罰金、没収、処罰のクレジットと配分、また「不当な処罰を回避するためのその他の手段」について、新政策の下そのような協力が期待されるでしょう。しかしながらこの新政策は、企業を米国や他国の様々な政府機関による処罰の積み重ねから免れさせることを目的としている一方、「異なる機関または外国政府の調査に協力することは、司法省との協力の代わりとなるものではない」としています。

さらにローゼンシュタイン氏は、同一行為に対しての重複処罰を減らすという目標を強調しながらも、特定のケースがそのような措置を正当化する場合、司法省は複数の処罰を科すことを躊躇し

ないと強調しました。したがって司法省の新政策は、FCPA 執行措置の処罰が適切かどうかを判断する際に、検察官にいくつかの要素を考慮することを求めています。司法省の検察官はこれらの決定を行う際、特に、違反行為の重度、処罰に関する法律の目的、案件解決の確定が遅れるリスク、企業の開示と司法省への協力が十分かつ迅速に行われたか、などの点に重きを置くことが期待されています。さらに検察官は、ホワイトカラー犯罪についての社内の企業コンプライアンスや、司法省が一貫した執行のために作ったワーキンググループにより推奨されているその他の関連事項等を考慮することも望まれるでしょう。

### 検討事項

多国籍企業には、司法省が新しく発表した国際的 FCPA 執行協力に関する新政策を歓迎すべき面はあります。しかし企業は、引き続き腐敗防止コンプライアンスへの取り組みに慎重であるべきです。実際に、もし司法省がその FCPA 執行計画と一貫した司法省の一般的かつ個別の抑制目標を十分に追求するために、並行した執行措置が必要であると考えた場合、例えそのほか他国の機関が執行措置を講じるとしても、「司法省は米国の利益を完全に守るために躊躇なく執行措置を行う」でしょう。

さらに、できる限り重複執行措置を避けるため、司法省と他国の当局との協力の取り組みの強化が期待されているとはいえ、「他の機関の措置のタイミング、国境を越えた情報共有の限界、国家間の外交関係」などの実際の懸念が、司法省の国際的な調整の取り組みを制限することになるでしょう。

本稿の原文(英文)につきましては、[DOJ to Coordinate FCPA Enforcement With Foreign Law Enforcement Agencies](#) をご参照ください。

### 本稿の内容に関する連絡先

**奈良房永**（日本語版監修）  
1540 Broadway  
New York, NY 10036-4039  
212.858.1187  
[fusae.nara@pillsburylaw.com](mailto:fusae.nara@pillsburylaw.com)

**Fabio Leonardi**  
1200 Seventeenth Street, NW  
Washington, DC 20036  
202.663.8713  
[fabio.leonardi@pillsburylaw.com](mailto:fabio.leonardi@pillsburylaw.com)

**William M. Sullivan, Jr.**  
1200 Seventeenth Street, NW  
Washington, DC 20036  
202.663.8027  
[wsullivan@pillsburylaw.com](mailto:wsullivan@pillsburylaw.com)

**David C. Grossman**  
1200 Seventeenth Street, NW  
Washington, DC 20036  
202.663.8086  
[david.grossman@pillsburylaw.com](mailto:david.grossman@pillsburylaw.com)

**手塚 彩瑛乃**（日本語版作成協力）

### Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

**田中里美**  
[satomi.tanaka@pillsburylaw.com](mailto:satomi.tanaka@pillsburylaw.com)

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2018 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.